

令和7年3月10日
島根県土木部用地対策課
担当 平野、井上
TEL 0852-22-5896
FAX 0852-22-5690

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に対する 意見の募集について（パブリックコメント）

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、都道府県（指定都市、中核市を含む）は新たに規制区域を指定できることとなりました。

この度、島根県では、同法に基づく基礎調査（松江市を除く）を実施し、規制区域（案）を作成しましたので、本規制区域（案）について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1. 募集期間

令和7年3月10日（月）～4月9日（水）まで（必着）

2. 閲覧方法

- ・県ホームページ
(https://www.pref.shimane.lg.jp/yochitaisaku/morido/morido_public.html)
- ・県用地対策課
- ・県政情報センター及び各地区県政情報コーナー

3. ご意見の提出方法

別添意見書様式に記入し、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。

- ・郵送 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部用地対策課あて
- ・FAX 0852-22-5690
- ・メール yochi@pref.shimane.lg.jp